

・三位一体の改革について

平成17年11月30日

政府・与党

三位一体の改革については、「地方にできることは地方に」という方針の下、平成18年度までに、4兆円程度の国庫補助負担金改革、3兆円規模を目指した税源移譲、地方交付税の見直しの確実な実現を図るため、検討を進めてきた。

政府・与党は、昨年11月の「政府・与党合意」及び累次の「基本方針」を踏まえ、かつ、地方の意見を真摯に受け止め、平成18年度までの三位一体の改革に係る国庫補助負担金の改革及び税源移譲について、下記のとおり合意する。

なお、地方交付税の見直しについては、今後の予算編成を通じて具体的な調整を行う。

地方分権に向けた改革に終わりはない。

政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任を確立するための取組を行っていく。

記

1. 国庫補助負担金の改革について

(1) 総額

国庫補助負担金の改革については、平成18年度において、上記「政府・与党合意」において同年度に行うことを決定済みの改革に加え、別紙1のとおり、税源移譲に結びつく改革(6,540億円程度)を行う。

昨年度までの決定分（3.8兆円程度）に加え、今回の税源移譲に結びつく改革、さらにスリム化の改革及び交付金化の改革を進めることにより、4兆円を上回る国庫補助負担金の改革を達成する。

(2) 各分野

イ. 文教

義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。

また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。

ロ. 社会保障

児童扶養手当（ $3/4 \rightarrow 1/3$ ）、児童手当（ $2/3 \rightarrow 1/3$ ）、施設費及び施設介護給付費等について、国庫補助負担金の改革及び税源移譲を実施する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国（政府・与党）と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

ハ. 施設費

建設国債対象経費である施設費については、地方案にも配慮し、以下の国庫補助負担金を税源移譲の対象とする。その際には、廃止・減額分の5割の割合で税源移譲を行うものとする。

また、上記の施設費について廃止・減額し、税源移譲を行う場合には、関連する運営費等の経常的経費についても併せて見直しを行う。

消防防災施設整備費補助金 等（総務省）

公立学校等施設整備費補助金（文部科学省）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 等（厚生労働省）

資源循環型地域振興施設整備費補助金 等（経済産業省）

二. その他

公営住宅家賃対策等補助の減額に当たっては、年度間や地域間の変動に対応した支援を国としての的確に行うとともに、社会的弱者への住宅セーフティネットを実現するという国の責務を確実に果たすことができる仕組みを整備することとする。

なお、今後の予算編成過程において検討される制度改革については、適切に対処する。

2. 税源移譲について

- (1) 税源移譲は、上記1. 及びこれまでの国庫補助負担金の改革の結果を踏まえ、別紙2のとおり、3兆円規模とする。
- (2) この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成18年度予算においては、別紙2の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

平成 18 年度における国庫補助負担金改革

	改革額	概 要
総務省	10 億円程度	消防防災施設整備費補助金、電気通信格差是正事業費補助金
文部科学省	170 億円程度	公立学校等施設整備費補助金
厚生労働省	5,290 億円程度	児童扶養手当給付費負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金（公立分）、医療施設等施設整備費補助金（公立分）等
農林水産省	340 億円程度	農業・食品産業強化対策推進交付金、農業共済事業事務費負担金、農山漁村地域活性化推進交付金、水産業振興等推進交付金、米需給調整総合対策事業推進費補助金 等
経済産業省	70 億円程度	小規模企業等活性化補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金、新事業支援施設整備費補助金
国土交通省	620 億円程度	公営住宅家賃対策等補助
環境省	40 億円程度	産業廃棄物適正処理推進費補助金、交付地方債元利償還金補助金
合計	6,540 億円程度	

(注) 上記は、昨年 11 月の政府・与党合意において 18 年度に行うことが決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金を含む）以外で、税源移譲に結びつく改革に該当するもの

1. これまでの国庫補助負担金改革を踏まえ、3兆円規模の税源移譲を行う。

2. 上記1. の税源移譲は、次のとおりとする。

(1) 今回決定分	6,100億円程度
・厚生労働省	5,020億円程度
・文部科学省	90億円程度
・農林水産省	300億円程度
・経済産業省	50億円程度
・国土交通省	610億円程度
・環境省	30億円程度
・総務省	5億円程度

(2) 既決定分	2兆3,990億円程度
税源移譲額 合計	3兆0,090億円程度

(注) 既決定分は、昨年の政府・与党合意で決定済みのもの（暫定措置とされた義務教育費国庫負担金分8,500億円程度を含む。）及び平成16年度分の合計額。

3. 平成18年度予算においては、上記2. の税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。

確 認 書

- ① 14日提出経常補助金 ▲ 109
- ② 施設整備費とこれと一体の措置 ▲ 1,800
施設整備費 ▲ 500 (注)
施設介護給付費 ▲ 1,300
(国25% 都道府県12.5% → 国20% 都道府県17.5%)
- (注) 施設整備費の税源移譲割合は50%
- ③ 児童扶養手当 (3/4→1/3) ▲ 1,805
- ④ 児童手当 (2/3→1/3) ▲ 1,578

計 ▲ 5,292

この合意に当たって、以下の点について確認する。

生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り組む。

その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する。

平成17年11月29日

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

経済財政政策担当大臣

連絡事項

・介護サービスに係る医療費控除の取扱いについて

事 務 連 絡

平成17年12月19日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

厚生労働省老健局総務課

「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」の一部改正について

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、今回の改正に伴い、領収証の様式等の変更が必要となるため「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月12日付事務連絡）に基づく取扱いについて平成17年10月1日サービス分より別添のとおりといたします。

つきましては内容を御了知の上、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願いいたします。

なお、「居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日付厚生労働省告示第419号）」に基づいて「特別な居室等又は特別な食事に係る利用料」と居住、滞在及び食事の提供に係る利用料の取扱いが事業所等で適正に実施されるよう、指導監督を徹底していただくようお願いいたします。

また、平成17年10月分に限って従来の領収証による発行を認めることとします。

別添

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする

1 対象者

要介護度 1～5 の要介護認定を受け指定介護老人福祉施設に入所する者。

2 対象費用の額

介護費（法第 48 条第 2 項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 1 号及び同令第 41 条第 3 項第 1 号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 2 号及び同令第 41 条第 3 項第 2 号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の 2 分の 1 に相当する金額。

3 領収証

法第 48 条第 7 項及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 82 条に規定する領収証に、2 の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

(様式)

指定介護老人福祉施設利用料等領収証

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
施設事業者名 及び住所等		社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項 目		単 価	数 量	金 額 (利用料)
①	介護費			
②	食費			
③	居住費			
④	特別食負担			
⑤	特別居住負担			
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
領 収 額		円		領収年月日 平成 年 月 日
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②+③) × 1/2		円		

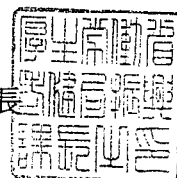
- (注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。
- 2 ①介護費の単価及び数量については適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。
- 3 ①、②及び③の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。
- 4 医療費控除を受ける場合、この領収書を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。



老振発第1219001号
平成17年12月19日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」の一部改正について

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」（平成12年老振第73号）を、別紙のとおり改正し、平成17年10月1日より適用することとしたので、内容を御了知の上、管内内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別 紙)

○ 介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について(平成12年老振第73号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成及び居宅介護サービス事業者の領収証の交付に係る取り扱いについて</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成に当たっての留意点 (略)</p> <p>(2) 領収証の記載 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第8項及び第48条第7項に定めるところにより、居宅介護サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があることに留意する。 したがって、様式例で月ではまとめたものを示しているが、居宅介護サービス事業者は利用料の支払いを受けた都度、領収書を交付する必要があるものであり、この場合においても医療費控除の対象となること。</p> <p>2 介護老人保健施設における留意点</p> <p>(1) 医療費控除の対象範囲 介護老人保健施設において要した費用に係る医療費控除の対象範囲については、介護保険法施行前の老人保健施設における取扱いと同様であり、具体的には次の費用が対象となるものであること。 ア 施設介護サービスのうち、食事の提供及び居住以外のサービスの提供に係る自己負担額 イ 介護老人保健施設が行う訪問看護等の居宅サービス及び医療費控除通知の要件を満たす居宅サービスの提供に係る自己負担 ウ 食費に係る自己負担額(「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第1号及び第42条第3項第1号に掲げる食事の提供に要する費</p>	<p>1 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成及び居宅介護サービス事業者の領収証の交付に係る取り扱いについて</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者の居宅サービス計画の作成に当たっての留意点 (略)</p> <p>(2) 領収証の記載 介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第8項及び第48条第8項に定めるところにより、居宅介護サービス事業者は利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付する必要があることに留意する。 したがって、様式例では月でまとめたものを示しているが、居宅介護サービス事業者は利用料の支払いを受けた都度、領収書を交付する必要があるものであり、この場合においても医療費控除の対象となること。</p> <p>2 介護老人保健施設における留意点</p> <p>(1) 医療費控除の対象範囲 介護老人保健施設において要した費用に係る医療費控除の対象範囲については、介護保険法施行前の老人保健施設における取扱いと同様であり、具体的には次の費用が対象となるものであること。 ア 施設介護サービスのうち、食事の提供以外のサービスの提供に係る自己負担額 イ 介護老人保健施設が行う訪問看護等の居宅サービス及び医療費控除通知の要件を満たす居宅サービスの提供に係る自己負担 ウ 食費の提供に係る標準負担額及び利用者が負担した食材料費のうち、標準負担額に相当する金額</p>

用)

エ 居住に係る自己負担額（「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第2号及び第42条第3項第2号に掲げる居住に要する費用）

(2) 領収証の記載

ア (略)

イ 領収証の利用料の記載に当たっては、医療費控除対象額が明らかになるようにするため、(1)のア～エなどの区分ごとにその金額を記載すること。

なお、可能な限り利用者の利便に資するよう、医療費控除の合計対象額を記載するよう努めること。

(2) 領収証の記載

ア (略)

イ 領収証の利用料の記載に当たっては、医療費控除対象額が明らかになるようにするため、(1)のア～ウなどの区分ごとにその金額を記載すること。

なお、可能な限り利用者の利便に資するよう、医療費控除の合計対象額を記載するよう努めること。

居住費・食費の所得税法上の取扱い関係

問 施設給付の見直しに伴い、食費・居住費の所得税法上の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 1 今回の施設給付の見直しに伴う、介護保険施設の食費・居住費の所得税法上の取扱いについては、別添においてお示ししているとおり、従前と同様、特別な食費・居住費を除き、医療費控除の対象として取り扱うこととされたところである。
※ 特別な食費・居住費とは、『居住、滞在及び食事の提供に係る利用料に関する指針（以下「ガイドライン」という。）』（厚生労働省告示第419号）に基づき事業者が規定する「利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料」である。
- 2 なお、今回の取扱いは特別な食費・居住費が通常の食費・居住費と明確に区分できることを前提としていることから、各施設における会計面においても、医療費控除の対象となる食費・居住費が明確になるよう、特別な食費・居住費については、勘定科目を明確に区分することとしているところである。
- 3 各都道府県においてもこうした取扱いを御了知頂くとともに、特別な食費・居住費を徴収するに当たっては、ガイドラインに定める手続きに基づき適切に行われるよう、関係事業者などに周知徹底を図っていただきたい。

連絡事項

・調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成16年度決算検査報告において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。介護給付費財政調整交付金の交付については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところである。

なお、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費を算定するに当たり、介護給付費等の数値を誤って計上するなどのケアレスミスによるものであるが、一部には算定対象月以外の月分を計上するなど制度の理解が不十分であると考えられるものも見られる。これらの誤りは、算定に当たり改めて関係法令や交付要綱等を十分に確認するとともに、申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値について経過した月ごとに順次検証を行うなどの事前準備を行っておくことにより回避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査を厳格に行うことをお願いしたい。